

「（仮称）墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」
の骨子(案)について

1 趣旨

平成25年6月に「災害対策基本法」が改正され、区市町村においては、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など避難行動要支援者の名簿を作成することが義務付けられた。本区においては、「災害対策基本法」第49条の10及び内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進してきたところである。

一方、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供等については、「災害対策基本法」第49条の11第2項における「条例に特別の定めがある場合」として「墨田区個人情報保護条例」第16条第1項第5号の規定を根拠に、「墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会」の承認を得た上で、避難支援等関係者へ提供を行ってきた。しかし、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、令和5年4月1日から同法が本区にも適用されるため「墨田区個人情報保護条例」が廃止され、従来の取扱いができなくなる。このため、新たに「墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、名簿情報の利用及び提供について、適切な管理に努めていく。

2 条例の骨子案

趣旨

この条例は、名簿情報の利用及び提供に関し必要な事項を定める。

名簿情報の提供

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿に記載された情報を提供するものとする。

ア 避難支援等関係者のうち警察署、消防署及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないものとする。

イ 他の避難支援等関係者については、避難行動要支援者が名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができないものとする。

名簿情報の活用

ア 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、災害の発生に備え、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるものとする。

イ 「災害対策基本法」第49条の11第3項又は条例の規定により名簿情報の

提供を受けた避難支援等関係者その他の者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、避難支援等の実施に携わる者並びにその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障のない範囲内で、避難支援等を実施するよう努めるものとする。

協定の締結

名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者は、区長と名簿情報の取扱いに関する協定を締結しなければならない。

名簿情報の利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために名簿情報を自ら利用し、又は名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

秘密を守る義務

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者又は、名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

報告及び検査

区が必要があると認めるときは、名簿情報の管理に関し、名簿情報の提供を受けた者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

施行日

令和5年4月1日

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月8日～令和5年1月6日	パブリック・コメント募集
令和5年1月中旬	パブリック・コメント結果公表
令和5年2月	区議会に条例案提出
令和5年4月1日	条例施行